

政策会議付議事案書 (令和元年10月25日)

提案課名 スポーツ推進課

報告者名 北口 慶太

<p>事案名</p>	<p>秦野市立サンライフ鶴巻条例の一部を改正することについて</p>	<p>資料 有</p>																					
<p>目的・必要性</p>	<p>サンライフ鶴巻において、事務用に使用していた1階の部屋を小会議室として貸し出しを行うため、秦野市立サンライフ鶴巻条例の一部を改正するものです。</p>																						
<p>経過・検討結果</p>	<p>現在、サンライフ鶴巻には1階に会議室がなく、また、エレベーターも無いことから、高齢者をはじめとする利用者の利便性向上を図る観点から、事務用に使用していた部屋を整理し、一般に利用できる小会議室として貸室利用が可能となるよう条例を改正するものです。</p>																						
<p>決定等を要する事項</p>	<p>1 使用料等の改定 第3条に規定する施設に「小会議室」として加えるとともに、別表において基本使用料を50円として定めるものです。 <参考>同施設の他室の使用料との比較</p> <table border="1" data-bbox="443 1155 1249 1529"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面積 (㎡)</th> <th>基本使用料 (円/30分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育室</td> <td>404</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>創作活動室</td> <td>63</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>25</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td>85</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>特別会議室</td> <td>53</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>55</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 実施時期 令和2年4月1日から施行するものとします。</p>		区分	面積 (㎡)	基本使用料 (円/30分)	体育室	404	400	創作活動室	63	100	小会議室	25	50	大会議室	85	150	特別会議室	53	100	和室	55	100
区分	面積 (㎡)	基本使用料 (円/30分)																					
体育室	404	400																					
創作活動室	63	100																					
小会議室	25	50																					
大会議室	85	150																					
特別会議室	53	100																					
和室	55	100																					
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和元年12月 令和元年12月市議会第4回定例会に条例改正議案を提出 // 2年 1月 施設内の掲示板等により周知</p>																						

サンライフ鶴巻



施設の目的

サンライフ鶴巻は、身近な健康づくりの運動を通して、市民の健康の維持及び増進のための事業を展開し、並びに市民の主体的な活動及び交流の場の提供などを行います。

施設の概要

所在地	〒257-0007 秦野市鶴巻1768番地の1
敷地面積	2,933.876㎡ (駐車可能台数 32台)
建物延床面積	1,386.483㎡
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建
管理運営	秦野市スポーツ推進課

施設利用の案内

使用できる日

1月4日から12月28日までです。ただし、毎月第3月曜日は全館清掃及び保守点検のため、休館日とさせていただきます。第3月曜日が祝日の場合、翌日（火曜日）が休館日となります。

使用時間

午前9時から午後9時30分までです（開館時間は、午前8時30分から午後10時までです。）。

予約方法

電話・インターネット又はサンライフ窓口で、使用する日の属する月の3か月前の月の20日から使用する日まで申し込みができます。使用料は使用の承認を受けたときに納入してください。受付時間は、午前8時30分から午後5時までです。

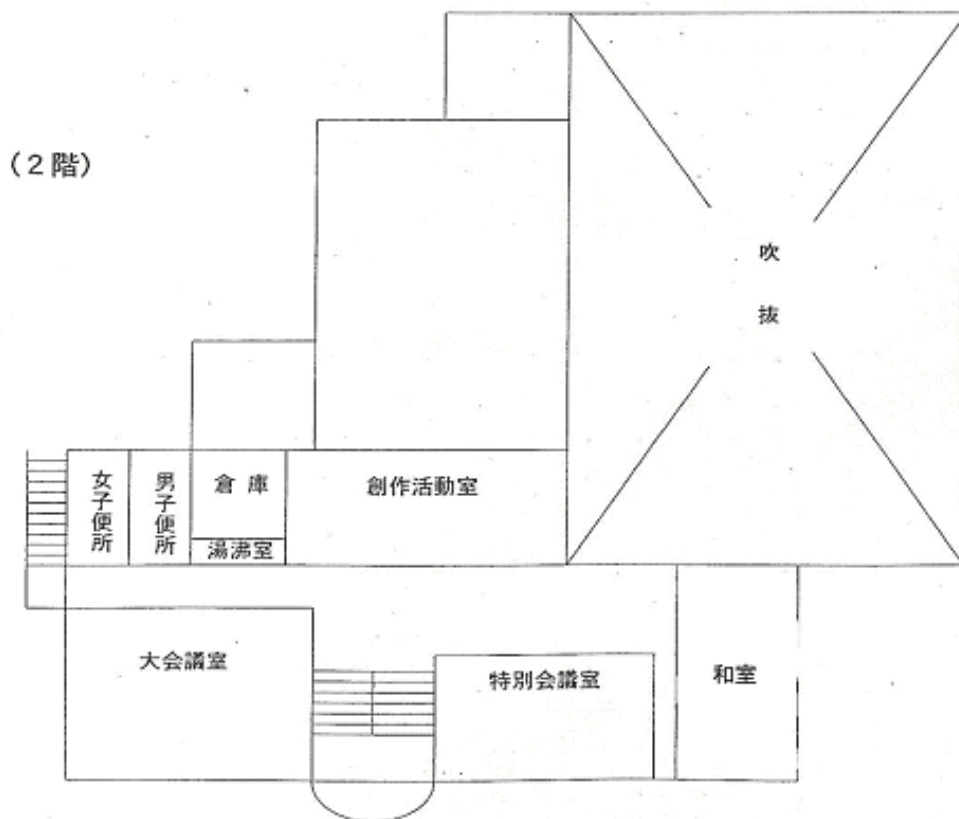
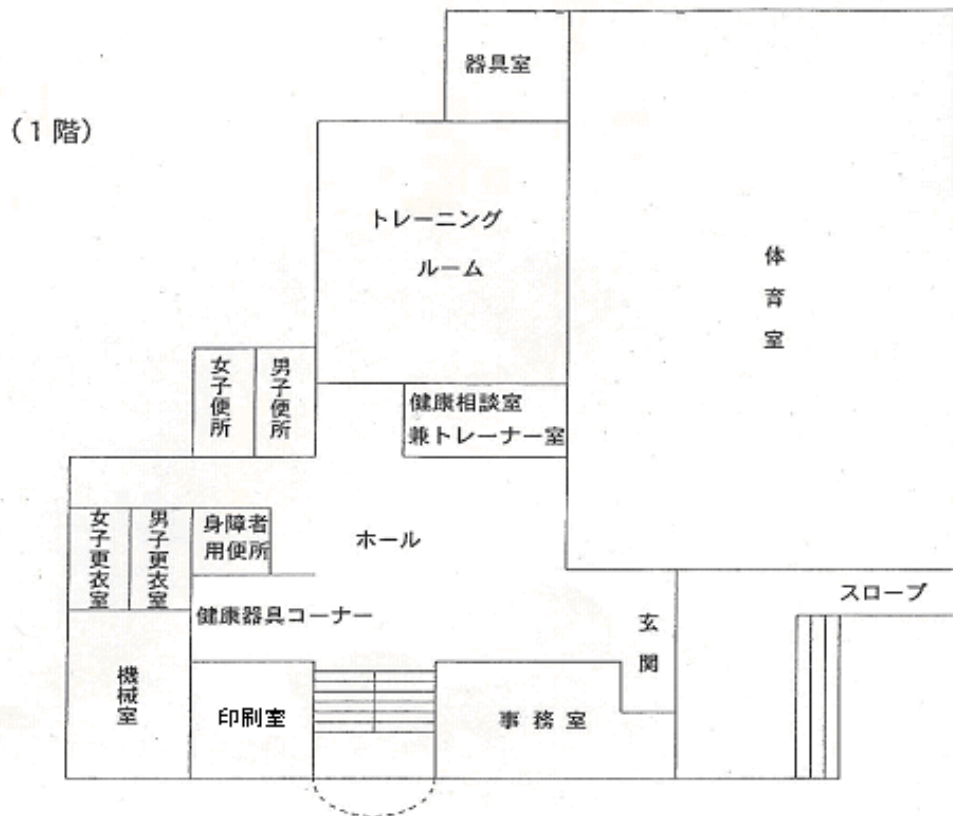
使用上の注意

- 1 備品・用具などはていねいに扱い、使用後はあとかたづけをしてください。
- 2 使用した部屋は原状に回復し、掃除をしてください。
- 3 お帰りの際は、利用人数を報告してください。

施設の内容

階	室名	収容人員	設 備	利用方法
1階	体 育 室	椅子席 180名	バドミントン・バレーボール・バスケットボールのコート、卓球台、音響システム	球技、体操及びダンス等各種スポーツに利用できます。
	トレーニングルーム	20名	ランニングマシン、エアロバイク、各種筋力トレーニングマシン、フリーウェイト 他	各種機器を使って、それぞれの体力に応じたトレーニングができます。
2階	創作活動室	20名	調理台、作業台、電子レンジ、七宝焼電気炉、ホワイトボード	各種講習会、研修会などに利用できます。
	大会議室	45名	テーブル、椅子、レーザーカラオケ、スクリーン、暗幕、黒板	会議、研修会などに利用できます。レーザーカラオケで歌えます。
	特別会議室	20名	円卓テーブル、椅子、黒板	少人数のミーティングや各種会議に利用できます。
	和 室	24名	座卓テーブル、座布団、碁盤、将棋盤、姿見、黒板、水屋	囲碁、将棋のほか各種打ち合わせ会にも利用できます。

施設配置図

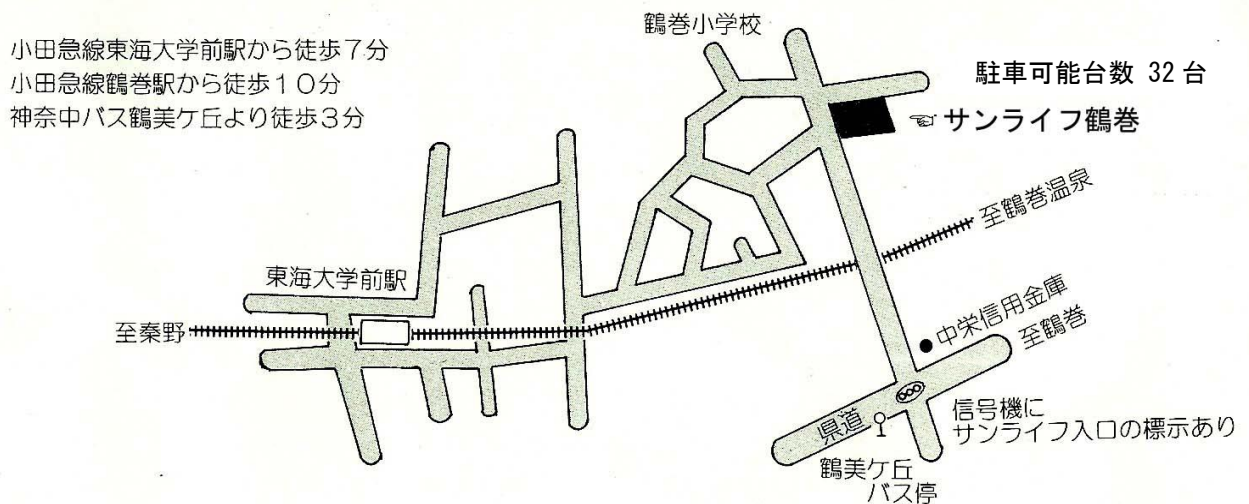


施設使用料

使用の区分		基本使用料
専用	体育室	400円/30分(800円/1時間)
	創作活動室	100円/30分(200円/1時間)
	大会議室	150円/30分(300円/1時間)
	特別会議室	100円/30分(200円/1時間)
	和室(1/2)	50円/30分(100円/1時間)
	和室(全室)	100円/30分(200円/1時間)
共用	体育室	200円/2時間
	創作活動室	200円/2時間
	大会議室	200円/2時間
	トレーニングルーム	350円/2時間
付属設備	七宝焼電気炉	1台1回につき500円
	レーザーカラオケ	1曲につき100円

共用利用では、70歳以上の方と中学卒業までの方は無料になります。

交通案内



お申し込み・お問い合わせ

サンライフ鶴巻事務室 TEL : 0463-78-2330 FAX : 0463-79-0497

資料 2

サンライフ鶴巻利用者数推移（H28～H30）

R1.10.25 文化スポーツ部スポーツ推進課提出

施設名		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		利用人数	伸び率	利用人数	伸び率	利用人数	伸び率
		(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
サンライフ鶴巻	体育室	20,003	△ 5.46	20,519	2.58	20,684	0.80
	トレーニングルーム	8,672	△ 4.09	8,935	3.03	10,085	12.87
	創作活動室	1,551	11.82	1,512	△ 2.51	1,725	14.09
	大会議室	5,878	△ 11.29	5,749	△ 2.19	5,894	2.52
	特別会議室	2,691	△ 5.88	2,582	△ 4.05	2,167	△ 16.07
	和室	3,534	3.61	3,292	△ 6.85	3,860	17.25
	健康器具コーナー	13,609	△ 11.02	11,269	△ 17.19	9,925	△ 11.93
	合計	55,938	△ 6.42	53,848	△ 3.74	54,340	0.91

資料 3

R1.10.25 行政経営課
スポーツ推進課

サンライフ鶴巻 新規貸室開放による使用料の試算

項目	試算金額(円)	説明
管理運営費	30,084,000	H30実績
減価償却費	5,490,000	H30実績
経費合計(減価償却含む)	35,574,000	

使用料試算① フルコストの算出

項目		金額(円)	備考
年間管理運営費	A	30,084,000	上記「管理運営費」
減価償却費	B	5,490,000	上記「減価償却費」
工事請負費	C	0	該当なし
非転嫁費用	D	200,000	自主事業経費(H29見直し時の金額)
フルコスト	E	35,374,000	A+B-C-D

使用料試算② 基準となるコストの算出

項目		金額(円)/h	備考
基準となるコスト	F	19	E/年間利用可能時間の50%/貸室面積合計

※年間利用可能時間:4511時間

※貸室面積はトレーニングルームも含めて合計825㎡

使用料試算③ 部屋別コストの算出

項目		金額(円)/h	備考
印刷室(小会議室)	G	475	F×部屋面積(25㎡)

使用料試算④ 部屋別使用料の算出

項目		金額(円)/h	備考
印刷室(小会議室)	H	158	G×1/3

※金額は1時間当たり

※実際の使用料とする場合には、100円未満は切り捨て

使用料の設定(30分当たり)

項目		金額(円)	備考
印刷室(小会議室)	I	50	Hの100円未満切り捨て÷2

秦野市立サンライフ鶴巻条例の一部を改正することについて

秦野市立サンライフ鶴巻条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年 月 日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

秦野市立サンライフ鶴巻において、事務用に使用していた部屋を市民等が利用できる小会議室として位置付けるとともに、その使用料を定めるため、改正するものであります。

秦野市立サンライフ鶴巻条例の一部を改正する条例

秦野市立サンライフ鶴巻条例（平成15年秦野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 小会議室

別表専用の部使用の区分の欄中

「		「		
	体育室	の次に	小会議室	を加え、同部基本使用料の欄中
」				
「		「		
	円 400	の次に	50	を加える。
」				

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 号 秦野市立サンライフ鶴巻条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新				旧																																												
(施設) 第3条 サンライフ鶴巻に次に掲げる施設を置く。 (1)・(2) (略) <u>(3) 小会議室</u> <u>(4)－(7) (略)</u> 別表(第6条関係)				(施設) 第3条 サンライフ鶴巻に次に掲げる施設を置く。 (1)・(2) (略) <u>(3)－(6) (略)</u> 別表(第6条関係)																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用の区分</th> <th>単位</th> <th>基本使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">専用</td> <td>体育室</td> <td rowspan="4">30分につき</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>400</td> </tr> <tr> <td><u>小会議室</u></td> <td><u>50</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table>				使用の区分		単位	基本使用料	専用	体育室	30分につき	円		400	<u>小会議室</u>	<u>50</u>	(略)	(略)	(略)				(略)				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用の区分</th> <th>単位</th> <th>基本使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">専用</td> <td>体育室</td> <td rowspan="4">30分につき</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table>				使用の区分		単位	基本使用料	専用	体育室	30分につき	円		400	(略)	(略)	(略)			(略)			
使用の区分		単位	基本使用料																																													
専用	体育室	30分につき	円																																													
			400																																													
	<u>小会議室</u>		<u>50</u>																																													
	(略)		(略)																																													
(略)																																																
(略)																																																
使用の区分		単位	基本使用料																																													
専用	体育室	30分につき	円																																													
			400																																													
	(略)		(略)																																													
	(略)																																															
(略)																																																
備考 (略)				備考 (略)																																												
附 則 この条例は、令和2年4月1日から施行する。																																																

政策会議付議事案書（令和元年10月25日）

提案課名 営業課
報告者名 小泉 誠

<p>事案名</p>	<p>秦野市水道事業給水条例の一部を改正することについて</p>	<p style="text-align: center;">有</p> <p>資料 無</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl;">目的・必要性</p>	<p>1 給水装置工事手数料の改定</p> <p>給水装置工事に係る手数料については、水道事業給水条例により昭和61年度に「工事費（諸経費を除く。）の8/100の額」と定め、定率制によって手数料を徴収しています。</p> <p>しかし、施工方法の多様化等により指定給水装置工事事業者によって工事費が異なることから同じ内容と規模の工事でも徴収する手数料に差が生じていることや、県内の各水道事業体では、本市を除き、すべて定額制により手数料を算定していることから、広域的な観点から均衡が図られていないこと、また、平成29年7月から現地での完成検査等を民間委託したことから、委託料を含めた事務コストに対する負担の適正化を図る必要性があることなどの課題がありました。</p> <p>これらの課題を解消するため、現行の定率制から定額制へと変更し、工事内容によって手数料を算出する方法に改定するものです。</p> <p>2 指定給水装置工事事業者の更新手数料の設定</p> <p>指定給水装置工事事業者制度について、水道法の一部改正（平成30年12月12日公布）により、指定の有効期間が新たに定められ、5年ごとの更新制が導入されました。</p> <p>このことに伴い、指定の更新に係る事務が生じることから、その事務に対する対価としての手数を水道事業給水条例に加えるものです。</p>	

経過・検討結果	<p>1 給水装置工事手数料の改定</p> <p>(1) 昭和52年6月 給水装置工事手数料の制定 工事費の4/100の額</p> <p>(2) 昭和61年12月 給水装置工事手数料の改定 工事費の8/100の額</p> <p>(3) 令和元年8月29日 上下水道審議会 諮問</p> <p>(4) 令和元年9月12日 上下水道審議会 審議</p> <p>(5) 令和元年10月2日 上下水道審議会 答申</p> <p>2 指定給水装置工事事業者の更新手数料の設定</p> <p>(1) 平成30年12月12日 水道法の一部改正（令和元年10月1日施行）</p> <p>(2) 令和元年8月29日 上下水道審議会 諮問</p> <p>(3) 令和元年9月12日 上下水道審議会 審議</p> <p>(4) 令和元年10月2日 上下水道審議会 答申</p>
決定等を要する事項	<p>1 給水装置工事手数料の改定</p> <p>(1) 手数料の算定方法を現行の定率制から定額制とすること。</p> <p>(2) 定額制における算出方法は、「すべての申請で共通する項目」に、「配水管又は給水管からの取出し工事に係る項目」及び「接続するメーターに係る項目」を必要に応じて加算する方法とすること。</p> <p>(3) 改正条例の施行日は、令和2年4月1日とすること。</p> <p>2 指定給水装置工事事業者の更新手数料の設定</p> <p>(1) 指定給水装置工事事業者の更新手数料を5,000円と定めること。</p> <p>(2) 改正条例の施行日は、令和2年4月1日とすること。</p>
今後の取扱い	<p>令和元年12月 令和元年12月市議会第4回定例会に条例改正議案を提出</p> <p>〃 2年 1月以降 全ての指定給水装置工事事業者に周知及び説明会を実施</p> <p>〃 2年 4月1日 条例施行日</p>

水道事業給水条例の一部改正について

令和元年10月25日
上下水道局営業課

1 給水装置工事手数料の改定

(1) 改定理由

給水装置工事における手数料は、水道事業給水条例により昭和61年度に「工事費（諸経費を除く。）の8/100の額」と定め、定率による算定方法（定率制）によって手数料を徴収しています。しかし、施工方法の多様化等により指定事業者によって工事費が異なり、同じ規模の工事でも手数料に差が生じ、申請者に対して、公平な費用負担となっていないという課題がありました。

また、これまで審査及び工事の完成検査については、市（上下水道局）の職員が行っていましたが、平成29年7月から現地での完成検査等を民間に委託したことにより、委託料を含めた事務コストに対する負担の適正化を図ることが必要となりました。ここで手数料の算出に当たり、委託した平成30年度の基礎資料等が整ったことから、課題を解消するため、現行の定率制から定額による算定方法（定額制）に改定するものです。

(2) 県内各水道事業体の状況

県内の各水道事業体では、細かい算出方法は異なるものの、本市を除き、すべて定額制により手数料を定めており、広域的な観点から均衡が図れていない状況となっています。（資料2のとおり）

(3) 定額制における手数料の算出方法及び手数料の額

定額制における手数料の算出方法については、公平性を確保するため工事内容に応じて、アに、イとウを加算して算出するものです。

ア 基本料【すべての申請で共通する項目】

工事内容	手数料
給水装置工事手数料（新設・改造・修繕）	1件につき 8,200円
給水装置工事手数料（撤去）	1件につき 3,300円

イ 取出し加算【配水管等からの取出し工事に係る項目】

配水管又は給水管から新たに分岐する給水管の口径	加算額
25ミリメートル以下	1本につき 5,000円
40ミリメートル	1本につき 9,000円
50ミリメートル	1本につき 10,500円
75ミリメートル以上	1本につき 14,500円

ウ メーター加算【接続するメーター以降の工事に係る項目】

メーターの口径	加算額	
25ミリメートル以下	1個につき	4,400円
40ミリメートル	1個につき	10,000円
50ミリメートル	1個につき	12,100円
75ミリメートル以上	1個につき	15,100円

(4) 積算根拠

事務に要する人件費及び物件費を算定して、金額を設定しました。
(積算根拠は、資料3のとおり)

(5) 手数料改定による影響

ア 工事例による現行との比較（給水装置工事申請数の多い工事例を抜粋）

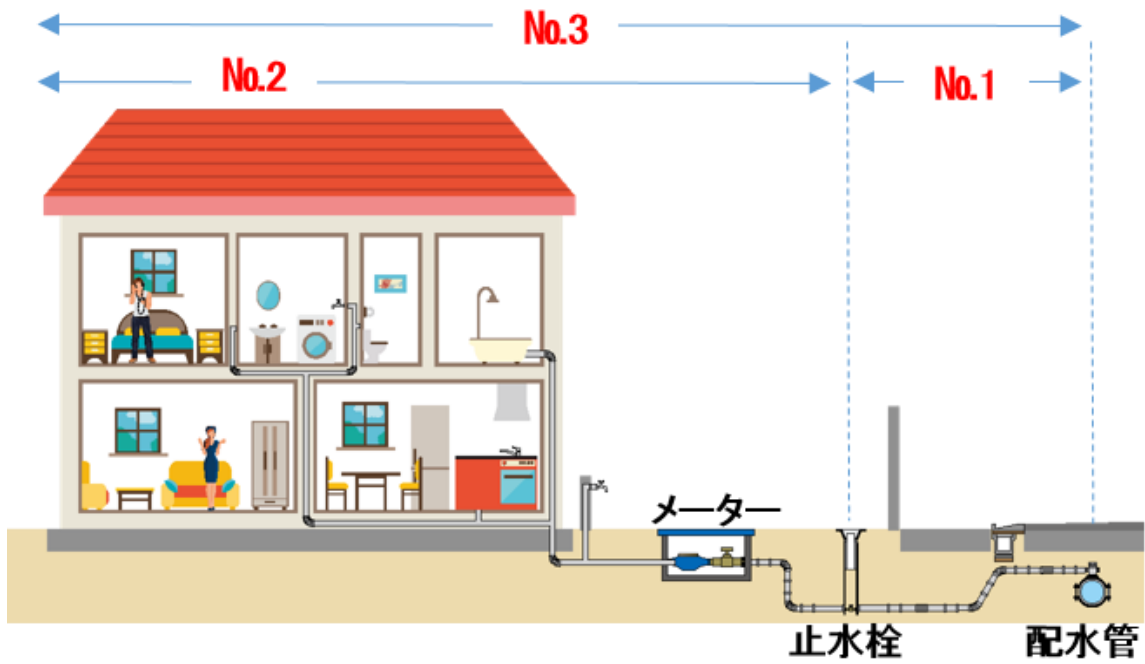
No.	主な工事例	内 容	現行(A) 【定率制】	改定案(B) 【定額制】	差額(B-A) ()内は増減率
1	宅地造成 ・20mm 取出し	開発工事等で宅地分譲のため 配水管の引込工事のみを先行 して行う工事	2,180円 ～28,800円 平均11,656円	13,200円	1,544円 (13.3%)
2	戸建て住宅 ・20mm メーター	開発工事等で既に給水管の引 込工事完了した場所に住宅を 建築する工事	5,425円 ～36,000円 平均12,254円	12,600円	346円 (2.8%)
3	戸建て住宅 ・20mm 取出し ・20mm メーター	更地に住宅を建築するため、 配水管からの引込工事と住宅 建築工事を同時に行う工事	6,000円 ～37,440円 平均18,182円	17,600円	▲582円 (▲3.2%)
4	共同住宅4戸 ・40mm 取り出し ・20mm メーター×4	配水管から給水管を引込み、 4戸のメーターを設置し、共 同住宅一棟を建築	28,000円 ～64,000円 平均42,933円	34,000円	▲8,133円 (▲18.9%)

イ 平成30年度実績との比較

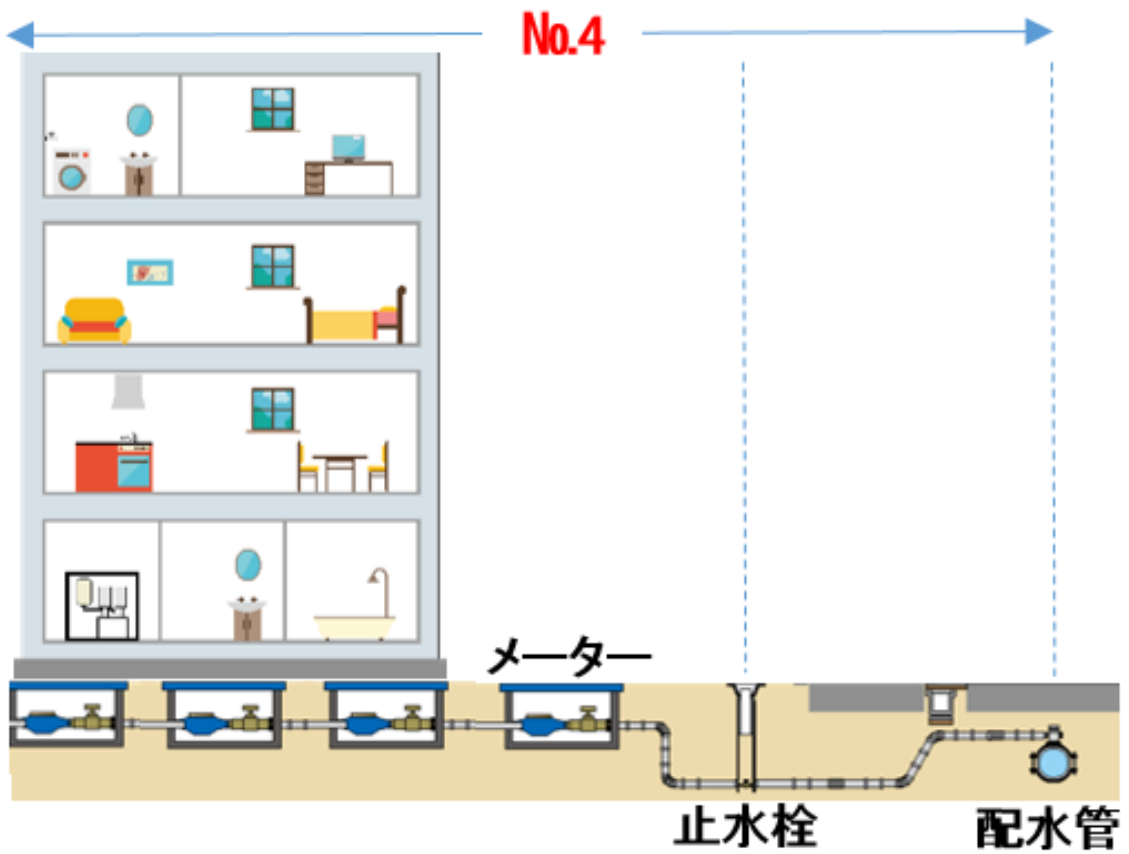
区 分		現行(A) 【定率制】	改定後(B) 【定額制】	差額(B-A) ()内は増減率
平成30 年度	全体	16,258,738円	16,416,700円	157,962円(1.0%)
	平均(1件当たり)	15,096円	15,243円	147円(1.0%)

給水装置工事例 イラスト図

<戸建て住宅>



<共同住宅>



2 指定給水装置工事事業者の更新手数料の設定

(1) 設定理由

指定給水装置工事事業者の現行制度では、指定の有効期間がなく、廃止、休止等の届出がない場合、事業実態の把握ができず、所在不明な事業者が存在するほか、無届工事、不良工事などの課題がありました。こうした課題に対応するとともに、指定給水装置工事事業者の資質の維持、向上を図ることを目的として、水道法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）により、指定給水装置工事事業者の5年ごとの更新制度が導入されました。

この更新制度の導入により、更新事務に係る手数料を水道事業給水条例に加えるものです。

(2) 指定給水装置工事事業者の状況

本市の給水装置工事の指定を受けている事業者は、令和元年8月29日現在で、446社が指定を受けています。更新制の導入により、7割程度の事業者が更新するものと見込んでいます。

なお、改正水道法の施行に伴う経過措置として、更新に係る事務の平準化のため、指定を受けた年月日により、政令で定める期間（施行日を基準とした有効期間）に差を設け、更新の申請時期が割振られる経過措置が設けられました。

これをもとに、本市の指定給水装置工事事業者の状況をまとめると、下記表のとおりとなります。

指定を受けた日	初回更新までの 指定の有効期間	事業者数	更新事業者数 (見込み)
平成10年4月1日～ 平成11年3月31日	令和2年9月29日 までの1年間	102	71
平成11年4月1日～ 平成15年3月31日	令和3年9月29日 までの2年間	85	59
平成15年4月1日～ 平成19年3月31日	令和4年9月29日 までの3年間	78	54
平成19年4月1日～ 平成25年3月31日	令和5年9月29日 までの4年間	94	65
平成25年4月1日～ 令和元年9月30日	令和6年9月29日 までの5年間	87	60
合 計		446	309

(3) 更新手数料の額

ア 積算根拠及び手数料の額

公益社団法人日本水道協会による「指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入におけるガイドライン」に基づき、人件費及び物件費により算出し、更新手数料の額を5,000円とするものです。

【積算根拠】

事務費内訳	項目	単価	数量	金額
人件費	案内、受付、審査、決裁等	3,948 円	1.25h	4,935 円
物件費	用紙、印刷、郵送、封筒等	—	—	198 円
合計		—	—	5,133 円
案		5,000 円		

※ 新規指定手数料については、講習会を実施しているため、その事務費分が加算されて、水道事業給水条例で10,000円と規定しています。

イ 下水道指定工事店の更新手数料

本市が指定する下水道工事店については、既に更新制を導入しており、下水道条例により更新事務に係る手数料を5,000円と定めています。

ウ 各水道事業体の検討状況

県企業庁、横浜市及び川崎市は、更新手数料を10,000円とすることで決定しています。今後、改正予定の水道事業体については、5,000円又は10,000円で検討しています。

(4) 更新事務の対応について

改正法の施行が令和元年10月1日ではありますが、更新受付期間については、各水道事業体が合理的な範囲内にて、受付期間を設定できるとされており、本市では、更新手続きについて、年度またぎや事務の煩雑化、下水道指定工事店や排水設備責任技術者の更新事務期間（5月～7月）を避けるため、8月～9月までを更新期間とする対応を行います。

県内各水道事業体の給水装置工事手数料

	定率制	定額制（審査及び検査手数料等に分けて算出）					定額制（工事種別等に分けて算出）		
	秦野市	県企業庁	横浜市	川崎市	三浦市	南足柄市	横須賀市	座間市	小田原市
給水装置工事手数料等	給水装置工事手数料 工事費の8パーセントの額	審査手数料 量水器 13mm 6,400円 量水器 20~25mm 6,900円 量水器 40~75mm 7,300円 量水器 100mm~ 7,800円 量水器を設置しない又は私設消火栓を設置 6,400円 検査手数料 量水器 13mm 5,200円 量水器 20~25mm 8,900円 量水器 40~75mm 9,400円 量水器 100mm~ 12,200円 量水器を設置しない又は私設消火栓を設置 5,600円	設計審査手数料 給水管 50mm 以下 4,300円 給水管 75mm 以上 19,600円 完了検査手数料 給水管 50mm 以下 6,200円 給水管 75mm 以上 15,700円	設計審査及び検査手数料 9,500円	設計審査手数料 7,500円 竣工検査手数料 5,500円	設計審査手数料 1,000円 検査手数料 1,000円 県道占用申請手数料 1,000円	新設工事、増設工事及び変更工事 18,000円 共同住宅等の場合、2件目以降は 12,000円 （受水槽以下は 10,000円） 撤去工事 6,000円 舗装先行工事 5,000円 工事中用メーター 4,000円 2栓以下の増設、変更工事 3,000円 給水装置工事に伴う断水等立会い手数料 （断水工） 配水管 50mm まで 22,000円 配水管 75~150mm 42,000円 配水管 200~350mm 62,000円 （不断水工） 給水管 50mm 4,500円 給水管 75~150mm 6,500円 給水管 200~350mm 9,000円	新設及び止水栓 上流部を含む改造 量水器 13mm 12,000円 量水器 20mm 20,000円 量水器 25mm 32,000円 量水器 40mm 64,000円 量水器 50mm 96,000円 量水器 75mm 以上は、管理者が別に定める 止水栓下流側の改造 量水器 13mm 6,000円 量水器 20mm 10,000円 量水器 25mm 16,000円 量水器 40mm 32,000円 量水器 50mm 48,000円 量水器 75mm 以上は、管理者が別に定める 1栓のみの改造 3,000円 各戸取出し 20,000円	設計審査手数料 新設工事 19,000円 改造工事 19,000円 増設工事 12,000円 増設工事（簡易）2,000円 分譲管工事 口径 40mm 以下 12,000円 口径 50mm 20,000円 口径 75mm 以上 30,000円 貯水槽（全容量） 5 m ³ ~20 m ³ 20,000円 20 m ³ を超えるもの 30,000円 子メーター 10個以下 13,000円 11~50個 25,000円 51個以上 37,000円
	NO.3の工事例 戸建て住宅1戸（給水管20mm取出し、メーター20mm設置）の工事手数料（各市の条例を基に本市で試算）								
	6,000円 ~37,440円	15,800円	10,500円	27,400円	13,000円	2,000円	18,000円	20,000円	19,000円

基本料

(円)

事務費		単価	新設・改造・修繕		撤去	
			数量	金額	数量	金額
人 件 費	市職員	3,948	1.35h	5,329.8	0.85h	3,355.8
	委託職員	2,801	1.0h	2,801.0	—	—
小計(A)		—	2.35h	8,130.8	0.85h	3,355.8
物 件 費	用紙、印刷、燃料	—	—	163.9	—	14.9
小計(B)		—	—	163.9	—	14.9
合計(A+B)		—	—	8,294.7	—	3,370.7
案				8,200		3,300

取出し加算

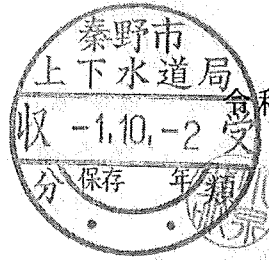
(円)

事務費		単価	25mm以下		40mm		50mm		75mm以上	
			数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価
人 件 費	市職員	3,948	1.0h	3,948.0	2.0h	7,896.0	2.4h	9,475.2	3.4h	13,423.2
	委託職員	2,801	0.4h	1,120.4	0.4h	1,120.4	0.4h	1,120.4	0.4h	1,120.4
小計(A)			1.4h	5,068.4	2.4h	9,016.4	2.8h	10,595.6	3.8h	14,543.6
物 件 費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計(B)			—	—	—	—	—	—	—	—
合計(A+B)			—	5,068.4	—	9,016.4	—	10,595.6	—	14,543.6
案				5,000		9,000		10,500		14,500

メーター加算

(円)

事務費		単価	25mm以下		40mm		50mm		75mm以上	
			数量	単価	数量	単価	数量	単価	数量	単価
人 件 費	市職員	3,948	0.4h	1,579.2	1.6h	6,316.8	2.0h	7,896.0	2.4h	9,475.2
	委託職員	2,801	1.0h	2,801.0	1.3h	3,641.3	1.5h	4,201.5	2.0h	5,602.0
小計(A)			1.4h	4,380.2	2.9h	9,958.1	3.5h	12,097.5	4.4h	15,077.2
物 件 費	残塩 検査薬	50.0	1ヶ	50.0	1ヶ	50.0	1ヶ	50.0	1ヶ	50.0
小計(B)			—	50.0	—	50.0	—	50.0	—	50.0
合計(A+B)			—	4,430.2	—	10,008.1	—	12,147.5	—	15,127.2
案				4,400		10,000		12,100		15,100



令和元年10月2日

秦野市長 高橋昌和様

秦野市上下水道審議会
会長 茂庭竹生給水装置工事手数料のあり方及び指定給水装置工事事業者
の更新手数料の額について（答申）令和元年8月29日付けF No. 9・1・0（甲）で、当審議会に諮問
のありましたこのことについて、次のとおり答申します。

1 給水装置工事手数料のあり方について

(1) 給水装置工事手数料のあり方

給水装置工事手数料については、昭和61年度から工事費の8パーセントの定率による算定方法（定率制）で徴収しています。

しかし、近年における給水装置工事の施工方法の多様化等により、指定給水装置工事事業者によって工事費が異なり、その結果同じ規模の工事でも手数料に差が生じ、公平な費用負担となっていない状況です。

また、県内では秦野市を除くすべての水道事業体で、細かい算定方法は異なるものの定額による算定方法（定額制）により徴収しており、広域的な観点からみると均衡が図られていない状況です。さらに、平成29年7月から完成検査業務等を民間事業者へ委託したことにより、委託料を含めた事務コストに対する負担の適正化を図る必要があります。

これらの課題を解消するためには、現行の定率制から定額制に変更し、その定額制における算出方法については、より公平性を確保するために工事内容に応じて算出する方法を採用することが妥当であると考えます。なお具体的な算出方法については、給水装置工事の内容に応じた審査・検査事務による人件費及び物件費を積み上げて算出し、すべての申請で共通する項目（基本料）に



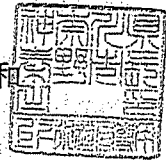
FN0.9・1・0(甲)

令和元年8月29日

秦野市上下水道審議会

会長 茂庭竹生様

秦野市長 高橋昌和



給水装置工事手数料のあり方及び指定給水装置工事事業者の更新
手数料の額について(諮問)

給水装置工事手数料については、昭和61年度から工事費の8パーセントの定率による算定方法(定率制)を条例で規定してまいりました。しかし、施工方法や使用材料の多様化などから指定給水装置工事事業者により工事費が異なることから、同規模の給水装置工事であっても手数料に差異が生じています。また、給水装置工事を行う事業者は広域で仕事をしているため水道事業体が異なっても同じであり、本市を除くその多くの水道事業体では定額制を採用しています。

これらの状況から、給水装置工事手数料のあり方を検討する必要があります。

また、平成30年12月12日に水道法の一部を改正する法律が公布され、水道事業体で指定する給水装置工事事業者制度に、事業者の資質の維持、向上を図ることを目的として、指定給水装置工事事業者の5年ごとの更新制度が規定されました。

そのため、条例で指定給水装置工事事業者の更新手数料を定めることが適当であると考えます。

以上のことから、本市水道事業にとって望ましい給水装置工事手数料のあり方及び指定給水装置工事事業者の更新手数料の額について、次のとおり諮問します。

- 1 給水装置工事手数料のあり方について
- 2 指定給水装置工事事業者の更新手数料の額について

配水管又は給水管からの取出し工事に係る項目（取出し加算）及び接続するメーターに係る項目（メーター加算）を必要に応じて加算する方法とし、その内容については、次の表のとおりとすることが妥当であると考えます。

【すべての申請で共通する項目（基本料）】

工事種別	手数料
給水装置工事手数料 （新設・改造・修繕）	1件につき 8,200円
給水装置工事手数料 （撤去）	1件につき 3,300円

【配水管又は給水管からの取出し工事に係る項目（取出し加算）】

配水管又は給水管からの取出し管口径	手数料
13mm・20mm・25mm	1本につき 5,000円
40mm	1本につき 9,000円
50mm	1本につき 10,500円
75mm以上	1本につき 14,500円

【接続するメーターに係る項目（メーター加算）】

接続メーター口径	手数料
13mm・20mm・25mm	1個につき 4,400円
40mm	1個につき 10,000円
50mm	1個につき 12,100円
75mm以上	1個につき 15,100円

(2) 附帯意見

ア 配水管から分岐して給水管を設ける給水装置工事について、適切に作業を行うことができる技能を有する者が施工していることの確認に努めていただきたい。

イ 社会情勢の変化や事務の改善等がある場合、適宜手数料の見直しをしていただきたい。

2 指定給水装置工事事業者の更新手数料の額について

(1) 更新手数料の額

指定給水装置工事事業者制度については、水道事業者がその給水区域内において、給水装置工事を適正に施行することができるものと認められる者を指定する制度で、秦野市水道事業給水条例で定めています。

この指定を受けた給水装置工事事業者の事業に関しては、休止、廃止等の実態が反映されづらく、所在確認が取れない事業者が存在しているなど、実態とのかい離が生じるなどの課題がありました。

こうした課題に対し、国においては、指定給水装置工事事業者の資質の維持、向上を図ることを目的として、水道法の一部改正（平成30年12月12日公布）を行い、指定給水装置工事事業者の指定の有効期間を新たに定められ、5年ごとの更新制が導入されました。

この更新制導入に伴い、指定の更新に係る事務が生じることから、その事務に対する対価として、手数料を新たに秦野市水道事業給水条例に定める必要があります。

更新手数料の額については、公益社団法人日本水道協会が作成した「指定給水装置工事事業者への指定の更新制の導入におけるガイドライン」に準じて、人件費及び物件費の積み上げにより算出した更新手数料の額、秦野市が指定する下水道工事店の更新手数料の額及び県内の各水道事業体の更新手数料の検討状況を踏まえ、5,000円が妥当であると認めます。

(2) 附帯意見

社会情勢の変化や事務の改善等がある場合、適宜手数料の見直しをしていただきたい。

秦野市水道事業給水条例の一部を改正することについて

秦野市水道事業給水条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年 月 日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

次の理由により、改正するとともに、字句の整理を行うものであります。

- (1) 給水装置工事手数料について、より公平な費用負担とするため、工事費に一定の率を掛けて算出する定率制から、工事の内容に応じて算出する定額制に変更すること。
- (2) 水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の指定が更新制となったことに伴い、更新事務に係る手数料を定めること。

秦野市水道事業給水条例の一部を改正する条例

秦野市水道事業給水条例（昭和39年秦野市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表」を「別表第1」に改める。

第4条の2第2号中「地下水かん養」を「地下水涵^{かん}養」に改める。

第34条第1項の表中給水装置工事手数料の項を次のように改める。

給水装置工事手数料（新設・改造・修繕）	1件につき 8,200円に 工事内容に応じて 別表第2及び別表 第3に掲げる額を 加算した額
給水装置工事手数料（撤去）	同 3,300円

第34条第1項の表給水装置工事事業者指定手数料の項中「1件につき」を「同」に改め、同項の次に次のように加える。

給水装置工事事業者指定更新手数料	同 5,000円
------------------	----------

第34条第1項の表指定給水装置工事事業者証再交付手数料の項中「1件につき」を「同」に改める。

第34条第2項中「給水装置工事事業者指定手数料」の次に「、給水装置工事事業者指定更新手数料及び指定給水装置工事事業者証再交付手数料」を加える。

別表を別表第1とし、同表の次に次の2表を加える。

別表第2（第34条関係）

配水管又は給水管から新たに 分岐する給水管の口径	加算額
25ミリメートル以下	1本につき 5,000円
40ミリメートル	同 9,000円
50ミリメートル	同 10,500円
75ミリメートル以上	同 14,500円

別表第3（第34条関係）

メーターの口径	加算額
25ミリメートル以下	1個につき 4,400円
40ミリメートル	同 10,000円
50ミリメートル	同 12,100円
75ミリメートル以上	同 15,100円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の秦野市水道事業給水条例第34条第1項の規定中給水装置工事手数料に係る部分については、施行日以後に承認する給水装置工事に適用し、施行日前に承認した給水装置工事については、なお従前の例による。

議案第 号 秦野市水道事業給水条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新		旧	
<p>(給水区域)</p> <p>第2条 本市の水道事業の給水区域は、別表第1の区域とする。</p> <p>(給水装置の用途区分)</p> <p>第4条の2 給水装置の用途区分は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農業用 植物の栽培耕作の用に使用し、地下水涵養につながるもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第34条 市長は、次の表に掲げる手数料を徴収する。</p>		<p>(給水区域)</p> <p>第2条 本市の水道事業の給水区域は、別表の区域とする。</p> <p>(給水装置の用途区分)</p> <p>第4条の2 給水装置の用途区分は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農業用 植物の栽培耕作の用に使用し、地下水かん養につながるもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第34条 市長は、次の表に掲げる手数料を徴収する。</p>	
区 分	手数料	区 分	手数料
給水装置工事手数料(新設・改造・修繕)	1件につき 8,200円に工事内容に応じて別表第2及び別表第3に掲げる額を加算した額	給水装置工事手数料	工事費(諸経費を除く。)の8/100の額。ただし、1,000円未満のときは1,000円とする。
給水装置工事手数料(撤去)	同 3,300円		

給水装置工事事業者指定 手数料	同	10,000円
給水装置工事事業者指定 更新手数料	同	5,000円
指定給水装置工事事業者 証再交付手数料	同	2,500円

2 前項の給水装置工事手数料は、給水装置工事の承認後、別に通知する納入通知書により納付し、給水装置工事事業者指定手数料、給水装置工事事業者指定更新手数料及び指定給水装置工事事業者証再交付手数料は、申請の際発行する納入通知書により納付する。

3 (略)

別表第1 (第2条関係)

(略)

別表第2 (第34条関係)

配水管又は給水管から新たに 分岐する給水管の口径	加算額
25ミリメートル以下	1本につき 5,000円
40ミリメートル	同 9,000円
50ミリメートル	同 10,500円
75ミリメートル以上	同 14,500円

給水装置工事事業者指定 手数料	1件につき	10,000円
指定給水装置工事事業者 証再交付手数料	1件につき	2,500円

2 前項の給水装置工事手数料は、給水装置工事の承認後、別に通知する納入通知書により納付し、給水装置工事事業者指定手数料は、申請の際発行する納入通知書により納付する。

3 (略)

別表 (第2条関係)

(略)

別表第3（第34条関係）

メーターの口径	加算額
25ミリメートル以下	1個につき 4,400円
40ミリメートル	同 10,000円
50ミリメートル	同 12,100円
75ミリメートル以上	同 15,100円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の秦野市水道事業給水条例第34条第1項の規定中給水装置工事手数料に係る部分については、施行日以後に承認する給水装置工事に適用し、施行日前に承認した給水装置工事については、なお従前の例による。

政策会議付議事案書（令和元年10月25日）

提案課名 建築指導課

報告者名 下田 豊明

<p>事案名</p>	<p>秦野市建築基準条例の一部を改正することについて</p>	<p>資料 有</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>建築物の安全性の確保や密集市街地の解消、空き家対策としての既存建築ストックの活用、木造建築物を巡る多様なニーズへの対応等を目的に建築基準法、同法施行令及び関連告示が多岐にわたり改正等され、令和元年6月25日に施行されました。</p> <p>本件は法改正の趣旨を踏まえ、次のとおり、条例を一部改正するものです。</p> <p>建築基準法では、不特定多数が利用する一定の建築物は、火災時の在館者の避難安全性を確保するため耐火建築物等としなければなりません。そのうち、3階の共同住宅や階数が3以下の劇場等であって、延べ面積が200平方メートル未満の小規模なものは、避難経路が短く、短時間で避難することができるという技術的知見を踏まえ、耐火建築物等としなければならない建築物から、平成30年の法改正により除外されました。</p> <p>条例では、共同住宅や劇場に類似した利用がされる長屋や公会堂及び集会場についても耐火建築物等とすることを求める横出し規制を設けていましたが、3階の長屋、階数が3以下の公会堂及び集会場であって、延べ面積が200平方メートル未満の小規模なものについては、耐火建築物等とすることを求めないこととするものです。（資料）</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年6月27日 改正建築基準法の公布 2 " 年9月12日 改正建築基準法施行令の公布（3か月目施行分） 3 " 年9月25日 改正建築基準法の一部施行（3か月目施行分） 4 " 年10月3日 建築基準条例の一部改正（3か月目施行分） 5 令和元年6月19日 改正建築基準法施行令の公布（1年目施行分） 6 " 年6月21日 関連告示の公布（1年目施行分） 7 " 年6月24日 建築基準条例の一部改正（専決処分） (1年目施行分) 8 " 年6月25日 改正建築基準法、改正建築基準法施行令及び関連告示の全面施行（1年目施行分） 	

<p>決定等を要する事項</p>	<p>条例において、長屋、公会堂及び集会場のうち、次のものについて、耐火建築物等とすることを求めないこととするもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 3階で延べ面積が200平方メートル未満の長屋(警報設備を設けたものに限る。) 2 階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の、避難階以外の階に主階がある公会堂及び集会場
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和元年12月 令和元年12月市議会第4回定例会に条例改正議案を提出 施行日は公布の日</p>

火災時に短時間で避難することができる小規模な建築物の一部について、耐火建築物等とすることを求めないことについて

(条例第25条、第46条関係)

令和元年10月25日

建築指導課

1 法改正の概要

建築基準法において、不特定多数が利用する建築物は、火災時の在館者の避難安全性を確保するため耐火建築物等としなければなりません（建築基準法第27条第1項）が、そのうち、3階の共同住宅や階数が3以下の劇場等であって、延べ面積が200平方メートル未満の小規模なものは、避難経路が短く、短時間で避難することができるという技術的知見を踏まえ、耐火建築物等としなければならない建築物から、平成30年の法改正により除外されました。

2 条例改正の概要

建築基準法では、3階以上の長屋や、公会堂及び集会場については、耐火建築物等としなければならない建築物の対象から外れていますが、長屋は共同住宅と、公会堂及び集会場は劇場とそれぞれ類似した利用がされる建築物であるため、建築基準条例においてこれらの建築物と同様の規定を設けています。

しかし、法改正の趣旨を踏まえ、3階の長屋、階数が3以下の公会堂及び集会場についても、延べ面積が200平方メートル未満のものについては、耐火建築物等とすることを求めないこととするものです。

耐火建築物等としなければならない建築物			
建築基準法	共同住宅、劇場、映画館、診療所、学校、百貨店 等		
建築基準条例	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> 長屋、 </div> <div style="text-align: center;"> 公会堂、集会場 </div> </div> <p style="text-align: right;">※法の類似用途として 左記用途を追加</p>		
	改正前		改正後
建築基準法 第27条	3階以上の共同住宅	⇒	左記のうち、3階で延べ面積が200㎡未満（ <u>警報設備を設けたものに限る。</u> ）を除く。
条例 第25条	3階以上の長屋		左記のうち、3階で延べ面積が200㎡未満（ <u>警報設備を設けたものに限る。</u> ）を除く。
建築基準法 第27条	主階が1階にない劇場	⇒	左記のうち、階数が3以下で延べ面積が200㎡未満のものを除く。
条例 第46条	避難階以外の階に主階がある公会堂、集会場		左記のうち、階数が3以下で延べ面積が200㎡未満のものを除く。

秦野市建築基準条例の一部を改正することについて

秦野市建築基準条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年 月 日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、火災時に短時間で避難することができる小規模な建築物の一部について、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを求めないこととするため、改正するものであります。

秦野市建築基準条例の一部を改正する条例

秦野市建築基準条例（平成12年秦野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項本文中「3階が長屋の用途に使用される建築物」の次に「（階数が3で延べ面積が200平方メートル未満のもの（政令第110条の5に定める技術的基準に従って警報設備を設けたものに限る。）を除く。）」を加える。

第46条第4項中「使用される建築物」の次に「（階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号 秦野市建築基準条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(長屋の構造等)</p> <p>第25条 3階が長屋の用途に使用される建築物<u>(階数が3で延べ面積が200平方メートル未満のもの(政令第110条の5に定める技術的基準に従って警報設備を設けたものに限る。))</u>を除く。)は、耐火建築物又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物で規則で定める基準に適合するものとし、4階以上の階が長屋の用途に使用される建築物は耐火建築物としなければならない。ただし、重ね建て長屋の用途に使用される部分のない建築物にあっては、準耐火建築物又は防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件(令和元年国土交通省告示第194号)第4第1号イに規定する基準に適合する建築物とすることができる。</p> <p>2-4 (略)</p> <p>(主階が避難階以外の階にある興行場等)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場の用途に使用される建築物<u>(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除く。))</u>は、耐火建築物としなければならない。</p>	<p>(長屋の構造等)</p> <p>第25条 3階が長屋の用途に使用される建築物は、耐火建築物又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物で規則で定める基準に適合するものとし、4階以上の階が長屋の用途に使用される建築物は耐火建築物としなければならない。ただし、重ね建て長屋の用途に使用される部分のない建築物にあっては、準耐火建築物又は防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件(令和元年国土交通省告示第194号)第4第1号イに規定する基準に適合する建築物とすることができる。</p> <p>2-4 (略)</p> <p>(主階が避難階以外の階にある興行場等)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場の用途に使用される建築物は、耐火建築物としなければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秦野市建築基準条例の一部を改正することについて

火災時に短時間で避難することができる小規模な建築物の一部について、耐火建築物等とすることを求めないことについて

(条例第25条、第46条関係)

1 法改正の概要

建築基準法第27条第1項において、不特定多数が利用する建築物は、火災時の在館者の避難安全性を確保するため耐火建築物等としなければなりません。そのうち、同項第1号において指定されている3階の共同住宅等及び第4号において指定されている主階が1階にない劇場等については、延べ面積が200平方メートル未満の小規模なものは、避難経路が短く、短時間で避難することができるという技術的知見を踏まえ、平成30年の法改正(本年6月25日施行)により、耐火建築物等としなければならない建築物から除外されました。

2 条例改正の概要

本市条例では、3階以上の長屋並びに避難階以外の階に主階がある公会堂及び集会場については、長屋は共同住宅と、公会堂及び集会場は劇場とそれぞれ類似した利用がされる建築物であるため、条例においてこれらの建築物と同様の規定を設けていますが、今回の法改正の趣旨を踏まえ、3階の長屋並びに避難階以外の階に主階がある公会堂及び集会場についても、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものについては、耐火建築物等とすることを求めないこととするものです。

耐火建築物等としなければならない建築物

建築基準法 第27条第1項	第1号（3階以上のもの）
	共同住宅、劇場、映画館、公会堂、集会場、診療所、学校、百貨店 等
	第4号（主階が1階にないもの）
	劇場、映画館、演芸場
建築基準条例	<p>法で指定している上記の用途と類似している建築物として次のものを指定</p> <p>第1号の類似用途：長屋</p> <p>第4号の類似用途：公会堂及び集会場 (避難階以外の階に主階があるもの)</p>

建築基準法及び建築基準条例の改正の内容

	改正前		改正後
建築基準法 第27条	3階以上の共同住宅	⇒	左記のうち、3階で延べ面積が200㎡未満（ <u>警報設備を設けたものに限る。</u> ）を除く。
条例 第25条	3階以上の長屋		左記のうち、3階で延べ面積が200㎡未満（ <u>警報設備を設けたものに限る。</u> ）を除く。
建築基準法 第27条	主階が1階にない劇場	⇒	左記のうち、階数が3以下で延べ面積が200㎡未満のものを除く。
条例 第46条	避難階以外の階に主階がある公会堂、集会場		左記のうち、階数が3以下で延べ面積が200㎡未満のものを除く。

政策会議付議事案書 (令和元年10月25日)

提案課名 生涯学習課

報告者名 五味田 直史

<p>事案名</p>	<p>秦野市立公民館条例の一部を改正することについて</p>	<p>① 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>令和2年9月に供用開始予定の新たな西公民館について、「秦野市立公民館条例」に規定する所在地及び使用料の改定が必要となるため、当該条例の一部改正を行うものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>1 令和元年 6月21日 「西中学校多機能型体育館等整備工事」本契約 2 " 7月22日 「西中学校多機能型体育館等整備工事」着手 3 " 9月10日 第1回秦野市立西公民館に係る整備推進懇話会小委員会において、新たな西公民館の管理運営及び整備概要について説明した。 4 " 10月 8日 第2回秦野市立西公民館に係る整備推進懇話会小委員会において、新たな西公民館の使用料について説明した。 5 " 10月18日 教育委員会議にて「秦野市立公民館条例の一部を改正することについて」を協議した。</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>別紙資料のとおり、秦野市立公民館条例の一部を改正すること。 1 新たな西公民館の所在地を改定すること。 2 新たな西公民館の使用料を改定すること。</p>	
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和元年11月上旬まで 社会教育委員に使用料の説明と意見聴取 " 11月12日 西公民館運営協議会に新たな使用料の説明と意見聴取 " 11月14日 教育委員会議に「秦野市立公民館条例」の一部改正を議案として提出 " 12月 令和元年12月市議会第4回定例会に条例改正議案を提出 令和2年10月 1日 条例施行日</p>	

秦野市立公民館条例の一部を改正することについて

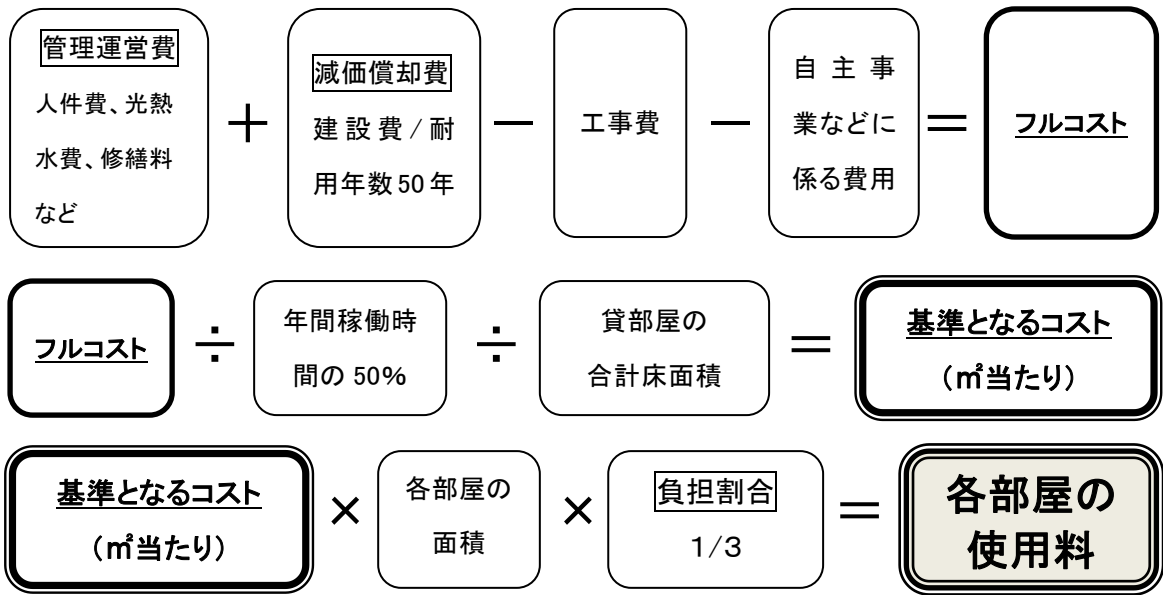
1 新たな所在地について

新たな西公民館は、西中学校多機能型体育館の一部となりますが、その所在地として、「柳町二丁目5番2号」を設定します。

- 【参考】西中学校舎：柳町二丁目5番1号
消防署西分署：柳町二丁目5番3号

2 新たな使用料の算出について

(1) 使用料の算出方法について



(2) 新たな西公民館使用料と現行の使用料との比較について（新旧対照）

新たな西公民館使用料			現行の西公民館使用料		
部屋名	面積 (㎡)	使用料 (円/時)	面積 (㎡)	使用料 (円/時)	部屋名
多目的ホール	192.50	1,200(*) (1,600)	282.23	800	多目的ホール
集会室 A (防音設備)	42.50	300	46.61	100	視聴覚室
集会室 B (可動式調理台)	43.15	300	45.17	100	集会室 A
集会室 C	25.04	200	24.40	100	集会室 B
集会室 D (和室として使用可能)	70.78	600	71.61	200	和室

(*) 新たな多目的ホールの使用料は1,600円と算出されますが、他の公民館の多目的ホールの最高額1,200円と比較して400円の増額となります。この算出額を採用した場合、増額幅が大きいことから、使用料を1,200円とするものです。

(3) 新たな西公民館使用料と他の公民館の使用料との比較について

新たな西公民館使用料			他の公民館使用料		
部屋名	面積 (㎡)	使用料 (円/時)	面積 (㎡)	使用料 (円/時)	部屋名
多目的ホール	192.50	1,200(*) (1,600)	201.00 260.00	1,200	渋沢公多目的ホール 堀川公多目的ホール
集会室 A (防音設備)	42.50	300	66.00	300	堀川公音楽室
集会室 B (可動式調理台)	43.15	300	40.04	300	渋沢公集会室
集会室 C	25.04	200	24.40	200	~29.9 西公集会室 B
集会室 D (和室として使用可能)	70.78	600	89.00 68.14	400 500	堀川公和室 南が丘公和室

秦野市立公民館条例の一部を改正することについて

秦野市立公民館条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年 月 日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

秦野市立西公民館を西中学校多機能型体育館内に移転することに伴い、その位置を改めるとともに、新たな使用料を定めるため、改正するものであります。

秦野市立公民館条例の一部を改正する条例

秦野市立公民館条例（昭和30年秦野市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第3条の表秦野市立西公民館の項中「秦野市柳町二丁目5番36号」を「秦野市柳町二丁目5番2号」に改める。

別表第1中

「

西公民館	多目的ホール	30分につき	円 400
	集会室A		50
	集会室B		50
	視聴覚室		50
	和室		100
	調理室		50

を

「

西公民館	多目的ホール	30分につき	円 600
	集会室A		150
	集会室B		150
	集会室C		100
	集会室D		300

に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、同年7月20日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の秦野市立公民館条例別表第1の規定は、令和2年10月1日以後の使用に係る申請について適用し、同日前の使用に係る申請については、なお従前の例による。

議案第 号 秦野市立公民館条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧																																																
<p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 75%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秦野市立西公民館</td> <td>秦野市柳町二丁目5番2号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第1 (第6条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 20%;">単位</th> <th style="width: 40%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">西公民館</td> <td>多目的ホール</td> <td style="text-align: right;">30分につき 円 600</td> </tr> <tr> <td>集会室A</td> <td style="text-align: right;">150</td> </tr> <tr> <td>集会室B</td> <td style="text-align: right;">150</td> </tr> <tr> <td>集会室C</td> <td style="text-align: right;">100</td> </tr> <tr> <td>集会室D</td> <td style="text-align: right;">300</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	名称	位置	秦野市立西公民館	秦野市柳町二丁目5番2号	(略)		区分	単位	使用料	西公民館	多目的ホール	30分につき 円 600	集会室A	150	集会室B	150	集会室C	100	集会室D	300	(略)		(略)	<p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 75%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秦野市立西公民館</td> <td>秦野市柳町二丁目5番36号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第1 (第6条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 20%;">単位</th> <th style="width: 40%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">西公民館</td> <td>多目的ホール</td> <td style="text-align: right;">30分につき 円 400</td> </tr> <tr> <td>集会室A</td> <td style="text-align: right;">50</td> </tr> <tr> <td>集会室B</td> <td style="text-align: right;">50</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td style="text-align: right;">50</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td style="text-align: right;">100</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td style="text-align: right;">50</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	名称	位置	秦野市立西公民館	秦野市柳町二丁目5番36号	(略)		区分	単位	使用料	西公民館	多目的ホール	30分につき 円 400	集会室A	50	集会室B	50	視聴覚室	50	和室	100	調理室	50	(略)		(略)
名称	位置																																																
秦野市立西公民館	秦野市柳町二丁目5番2号																																																
(略)																																																	
区分	単位	使用料																																															
西公民館	多目的ホール	30分につき 円 600																																															
	集会室A	150																																															
	集会室B	150																																															
	集会室C	100																																															
	集会室D	300																																															
(略)		(略)																																															
名称	位置																																																
秦野市立西公民館	秦野市柳町二丁目5番36号																																																
(略)																																																	
区分	単位	使用料																																															
西公民館	多目的ホール	30分につき 円 400																																															
	集会室A	50																																															
	集会室B	50																																															
	視聴覚室	50																																															
	和室	100																																															
	調理室	50																																															
	(略)		(略)																																														

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、同年7月20日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の秦野市立公民館条例別表第1の規定は、令和2年10月1日以後の使用に係る申請について適用し、同日前の使用に係る申請については、なお従前の例による。

政策会議付議事案書 (令和元年10月25日)

提案課名 地域安全課

報告者名 阿武 宏明

<p>事案名</p>	<p>秦野市道自転車駐車施設の利用に関する条例等の一部改正について</p>	<p style="text-align: right;">有 資料 無</p>																																																																			
<p>目的・必要性</p>	<p>自転車駐車施設の手数料については、昭和62年度から金額を変更することなく運営してきました。また、平成22年度に設置した臨時自転車駐車施設については、「秦野市臨時自転車駐車場の設置等に関する要綱」により利用料を定め、手数料同様、現在まで金額を変更することなく運営しています。</p> <p>しかし、平成31年4月から秦野駅北口自転車駐車場が供用開始したことにより、ゲートシステム導入に伴うリース代をはじめ、エレベーターやサイクルコンベアによる光熱水費等の管理費が増加しています。また、10月から実施された消費税及び地方消費税の引き上げにより、今後も費用の増加が見込まれるため、手数料等を改正するものです。</p>																																																																				
<p>経過・検討結果</p>	<p>1 手数料等の推移</p> <table border="1" data-bbox="386 949 1348 1397"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 度</th> <th colspan="2">北口 (手数料)</th> <th colspan="2">臨時 (利用料)</th> </tr> <tr> <th>常時利用</th> <th>随時利用</th> <th>常時利用</th> <th>随時利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和54年</td> <td>月額 800円</td> <td>1回 50円</td> <td colspan="2" rowspan="3" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>昭和59年</td> <td>月額1,100円</td> <td>1回 70円</td> </tr> <tr> <td>昭和62年</td> <td>月額1,500円</td> <td>1回100円</td> </tr> <tr> <td>平成元年</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">(消費税率3%)</td> </tr> <tr> <td>平成9年</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">(消費税率5%)</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">/</td> <td>月額1,200円</td> <td>1回 100円</td> </tr> <tr> <td>平成26年</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">(消費税率8%)</td> </tr> <tr> <td>令和元年</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">(消費税率10%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】手数料等の決算見込額等 (平成29年度～令和元年度) (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="386 1456 1348 1675"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度 決算額</th> <th>平成30年度 決算額</th> <th>令和元年度 決算見込額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北口(手数料)</td> <td>10,029</td> <td>1,218</td> <td>13,500</td> </tr> <tr> <td>臨時(利用料)</td> <td>6,454</td> <td>11,491</td> <td>3,024</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>16,483</td> <td>12,709</td> <td>16,524</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 管理費の推移 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="386 1787 1348 1877"> <thead> <tr> <th>平成29年度決算額</th> <th>平成30年度決算額</th> <th>令和元年度決算見込額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9,645</td> <td>9,803</td> <td>15,444</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 検討内容 別添資料のとおり</p>		年 度	北口 (手数料)		臨時 (利用料)		常時利用	随時利用	常時利用	随時利用	昭和54年	月額 800円	1回 50円	/		昭和59年	月額1,100円	1回 70円	昭和62年	月額1,500円	1回100円	平成元年	(消費税率3%)				平成9年	(消費税率5%)				平成22年	/		月額1,200円	1回 100円	平成26年	(消費税率8%)				令和元年	(消費税率10%)					平成29年度 決算額	平成30年度 決算額	令和元年度 決算見込額	北口(手数料)	10,029	1,218	13,500	臨時(利用料)	6,454	11,491	3,024	合 計	16,483	12,709	16,524	平成29年度決算額	平成30年度決算額	令和元年度決算見込額	9,645	9,803	15,444
年 度	北口 (手数料)			臨時 (利用料)																																																																	
	常時利用	随時利用	常時利用	随時利用																																																																	
昭和54年	月額 800円	1回 50円	/																																																																		
昭和59年	月額1,100円	1回 70円																																																																			
昭和62年	月額1,500円	1回100円																																																																			
平成元年	(消費税率3%)																																																																				
平成9年	(消費税率5%)																																																																				
平成22年	/		月額1,200円	1回 100円																																																																	
平成26年	(消費税率8%)																																																																				
令和元年	(消費税率10%)																																																																				
	平成29年度 決算額	平成30年度 決算額	令和元年度 決算見込額																																																																		
北口(手数料)	10,029	1,218	13,500																																																																		
臨時(利用料)	6,454	11,491	3,024																																																																		
合 計	16,483	12,709	16,524																																																																		
平成29年度決算額	平成30年度決算額	令和元年度決算見込額																																																																			
9,645	9,803	15,444																																																																			

決定等を要する事項	<p>1 手数料等の改正</p> <p>北口自転車駐車場及び臨時自転車駐車場の手数料等について、次のとおり改正するものです。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>駐輪場</th> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">北口</td> <td>常時</td> <td>月額1,500円</td> <td>月額1,700円</td> </tr> <tr> <td>随時</td> <td>1回 100円</td> <td>1回 100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">臨時</td> <td>常時</td> <td>月額1,200円</td> <td>月額1,300円</td> </tr> <tr> <td>随時</td> <td>1回 100円</td> <td>1回 100円</td> </tr> </tbody> </table>		駐輪場	区分	現行	改正後	北口	常時	月額1,500円	月額1,700円	随時	1回 100円	1回 100円	臨時	常時	月額1,200円	月額1,300円	随時	1回 100円	1回 100円
	駐輪場	区分	現行	改正後																
北口	常時	月額1,500円	月額1,700円																	
	随時	1回 100円	1回 100円																	
臨時	常時	月額1,200円	月額1,300円																	
	随時	1回 100円	1回 100円																	
<p>2 実施時期</p> <p>令和2年4月分(4月1日から4月15日までの支払い)の手数料等から適用します。</p>																				
今後の取扱い	<p>令和元年12月 令和元年12月秦野市議会第4回定例会に条例改正の議案を提出します。</p> <p>令和2年2月 現在の利用者には、令和2年度自転車駐車場申し込み案内通知送付の際に周知するとともに、「広報はだの」、秦野駅北口自転車駐車場掲示板等により周知します。</p> <p>※ 要綱(臨時駐輪場利用料)については、条例改正議決後適宜修正します。</p>																			

秦野市道自転車駐車施設の利用に関する条例等の一部改正に関する検討資料

令和元年10月25日

地域安全課作成

1 収支見込みについて

単位：千円

	平成29年度 決算額	平成30年度 決算額	令和元年度 決算見込額	令和2年度以降 決算見込額
収入	16,483	12,709	16,524	16,812
支出	9,645	9,803	15,444	17,100
収支	6,838	2,906	1,080	△ 288

※ 収入については、現在の手数料により算定。

<令和元年度に支出が増加した主な要因>

- ア ゲートシステムを導入したことによる消耗品費の増
- イ エレベーターやサイクルコンベアなどによる光熱水費の増
- ウ パスモ対応としたことによる通信費の増
- エ ゲートシステムをリースとしたことによる賃借料の増

2 手数料の検討

(1) 利用者見込みの検討

ア 令和元年度利用状況

単位：台

駐輪場	区分	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末
北口	常時	603	606	604	613	605
	随時(日平均)	59	74	73	72	73
	計	662	680	677	685	678
臨時	常時	206	216	220	224	227
計	常時	809	822	824	837	832
	随時(日平均)	59	74	73	72	73
		868	896	897	909	905

イ 駐輪場利用実績

単位：台

駐輪場			H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
北口	常時	月平均	429	414	402	405	446	—
	随時	日平均	146	145	134	124	56	135
	計	平均計	575	559	536	529	502	135
臨時	常時	月平均	179	217	290	286	273	705
	随時	日平均	20	22	16	15	70	37
	計	平均計	199	239	306	301	343	742
合計	常時	月平均	607	632	691	691	719	705
	随時	日平均	167	167	150	139	126	172
	計	平均計	774	799	841	830	845	877

※ H30年度北口駐輪場随時利用については、解体工事を行う6月末まで運用した。

(2) 北口・臨時の利用者見込み

駐輪場		①利用見込み数	年間利用回数 (①×360日)
北口	常時	650台/月	234,000回
	随時	70台/日	25,200回
	計	720台	259,200回
臨時	常時	180台/月	64,800回
	随時	0台/日	0回
	計	180台	64,800回
合計	常時	830台/月	298,800回
	随時	70台/日	25,200回
	計	900台	324,000回

※ 8月末までの利用実績から常時駐車830台、随時駐車70台を見込んだ。

(3) 管理コスト

年間推定費用	(内訳)
17,100千円	(北口) 14,400千円
	(臨時) 2,700千円

(4) 管理コストから算出される月負担額

駐輪場別	区分	算定額	負担額 100円止め切り上げ
北口駐輪場	(常時利用)	1,680円	1,700円/月
	(随時利用)	56円	100円/回
臨時駐輪場	(常時利用)	1,260円	1,300円/月
	(随時利用)	42円	100円/回

※ 管理コストを年間利用回数で除し、常時利用については30日をかけて求めた。

[参考]

秦野駅周辺の自転車駐車料金の状況

施設名	秦野駅南口	オダクル秦野南口	オダクル秦野北口	秦野第1
管理者	(公財)自転車駐車場整備センター	小田急	小田急	小田急
利用料	1,500円/月 100円/回	10時間 100円	10時間 100円	4時間 110円

各駅周辺の自転車駐車料金の状況

駅名	渋沢駅	東海大学前駅	鶴巻温泉駅
常時	平均 2,140円	平均 1,870円	2,160円
随時	12時間 100円	3、10、12時間 100円	10時間 100円

(5) 利用者に対するアンケート結果（603名に配布、162名から回答）

Q1 ペDESTリアンデッキの利便性について

回答	割合
評価できる	77.0%
評価できない	17.4%
どちらでもない	5.6%

Q2 利用料についてどのように考えるか

回答	割合
利用階で差を設けるべき	20.3%
一律でよい	69.6%
どちらでもよい	10.1%

(6) 学生料金の検討

上層階（3・4階）へ学生を誘導することや、子育て世代の負担軽減を目的に、学生区分の設定について検討したが、

- ① 上層階を希望する一般利用者の枠が減る。
- ② 駐車階層を指定するため、弾力的な運用を難しくする。
- ③ 学生のみ負担軽減は、公平ではない。
- ④ 名義貸し等不正利用への対応が困難。

利用者全体が利用しやすい運用を優先させることとし、学生区分の設定は見送る。

3 手数料について（改正案）

(1) 北口駐輪場（条例）

駐車の区分	手数料	（改正前）
常時駐車	月額 1,700 円	（月額 1,500 円）
随時駐車	1回 100 円	（1回 100 円）

(2) 臨時駐輪場（要綱）

駐車の区分	利用料	（改正前）
常時駐車	月額 1,300 円	（月額 1,200 円）
随時駐車	1回 100 円	（1回 100 円）

[収支について]

駐輪場別	収入	管理費	収支
北口	15,780 千円	14,400 千円	1,380 千円
臨時	2,808 千円	2,700 千円	108 千円
計	18,588 千円	17,100 千円	1,488 千円

秦野市道自転車駐車施設の利用に関する条例の一部を改正することについて

秦野市道自転車駐車施設の利用に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和元年 月 日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

自転車駐車施設の利用に係る手数料の適正化を目的としてその額を引き上げるとともに、字句の整理を行うため、改正するものであります。

秦野市道自転車駐車施設の利用に関する条例の一部を改正する条例

秦野市道自転車駐車施設の利用に関する条例（昭和54年秦野市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「関し、」を「ついて」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「それぞれ当該各号」を「それぞれの各号」に改める。

第3条第3項ただし書中「当該」を「その」に改める。

第7条第1項第3号を次のように改める。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

第8条第3号を次のように改める。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

第11条第3号中「、市長」を「市長」に改める。

第12条中「関し、」を「ついて」に改める。

別表常時駐車の項中「1, 500円」を「1, 700円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 号 秦野市道自転車駐車施設の利用に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、秦野市が市道に設置する自転車駐車施設及びその施設を利用する者（以下「利用者」という。）から徴収する自転車駐車施設利用手数料（以下「手数料」という。）について必要な事項を定めることにより、道路交通機能の円滑化を図り、もって市民の利便に資することを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、<u>それぞれの各号</u>に定めるところによる。</p> <p>(1)－(3) (略)</p> <p>(常時駐車の申請及び承認)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 駐車の承認期間は、月単位とし、1年を限度とする。ただし、年度途中において承認するときは、<u>その年度</u>の末日までとする。</p> <p>(手数料の還付)</p> <p>第7条 既納の手数料は、これを還付しない。ただし、次に掲げ</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、秦野市が市道に設置する自転車駐車施設及びその施設を利用する者（以下「利用者」という。）から徴収する自転車駐車施設利用手数料（以下「手数料」という。）に<u>関し</u>、必要な事項を定めることにより、道路交通機能の円滑化を図り、もって市民の利便に資することを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、<u>それぞれ当該各号</u>に定めるところによる。</p> <p>(1)－(3) (略)</p> <p>(常時駐車の申請及び承認)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 駐車の承認期間は、月単位とし、1年を限度とする。ただし、年度途中において承認するときは、<u>当該年度</u>の末日までとする。</p> <p>(手数料の還付)</p> <p>第7条 既納の手数料は、これを還付しない。ただし、次に掲げ</p>

る事項のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

(1)・(2) (略)

(3) その他市長が必要と認めるとき。

2 (略)

(手数料の減免)

第8条 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、手数料を減免することができる。

(1)・(2) (略)

(3) その他市長が必要と認めるとき。

(利用者の遵守事項)

第11条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) その他市長が定める事項
(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

る事項のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

(1)・(2) (略)

(3) その他、市長が必要と認めたとき。

2 (略)

(手数料の減免)

第8条 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、手数料を減免することができる。

(1)・(2) (略)

(3) その他、市長が必要と認めたとき。

(利用者の遵守事項)

第11条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) その他、市長が定める事項
(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

別表（第4条関係）

駐車の区分	手数料	
常時駐車	月額	1,700円
随時駐車	1回	100円

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

駐車の区分	手数料	
常時駐車	月額	1,500円
随時駐車	1回	100円

秦野市道自転車駐車施設の利用に関する条例の一部を改正することについて

1 条例改正の経過

秦野市自転車駐車施設については、昭和62年度から現在まで、手数料の額を変更することなく運営してきました。しかし、建て替えが完了し、本年4月から再度供用を開始した秦野駅北口自転車駐車場では、ゲートシステム、エレベーター、サイクルコンベア等を設置したことにより、利便性が大幅に高まりましたが、一方で光熱水費等の管理費が増加しています。

については、受益者負担の観点から手数料を引き上げるため、秦野市道自転車駐車施設の利用に関する条例の一部を改正するものです。

2 改正前後の手数料比較

区分	改正前	改正後
常時駐車	月額1,500円	月額1,700円
随時駐車	1回 100円	1回 100円

3 施行期日

令和2年4月1日

4 その他

秦野市臨時自転車駐車施設の利用料は、「秦野市臨時自転車駐車場の設置等に関する要綱」により定めているため、議決後に要綱の一部を改正します。

区分	改正前	改正後
常時駐車	月額1,200円	月額1,300円
随時駐車	1回 100円	1回 100円